



Vol.87

弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

★美容室の練習時間は労働時間に該当するか

夜、ランニングをしていて美容室の前を通りかかると、店は閉まっていますが中でカットの練習をしている美容師さんをよく見かけます。このように頑張っている姿をみると、こういう美容師さんに髪を切ってもらいたいと思いますね。

ところが、このカット練習については労働時間に該当するか否かで争いになるケースが多々あります。今回ご紹介する裁判例（R事件・東京地裁令和2年9月17日判決）も、練習時間の労働時間該当性が争われ、労働時間には該当しないと判断されました。本件では、ほかにも開店前の労働時間や休憩時間について争点になっていますが、今回は練習時間についてのみご紹介します。

1 原告の主張

週3日は、営業終了後に練習会（午後11時まで）が実施されていて、アシスタントからスタイリストに昇格するためのカット経験を積む機会は練習会以外にないことや、スタイリストに昇格した後も、被告からカットの練習が足りないなどと指摘されたことや、アシスタントの指導をする必要があったりしたこと、練習会に参加することを余儀なくされたと主張しました。

また被告が、練習会でのカットモデルの確保や練習会の開始時刻について従業員に指示したり、練習会に参加した従業員に練習を続けるよう指示したりしていたこと、練習会の後に被告による戸締り等の確認のため従業員が帰宅することが

できないことがあったことなどからも、練習会に参加していた時間は被告の指揮命令下に置かれていたと主張しました。

2 被告の主張

これに対して被告は、練習会が必ず週3回開催されていたわけではないこと、午後11時まで実施されていたわけでもないこと、そもそも練習会は、アシスタントがスタイリストになるために自主的に練習する場であって、被告が練習会に参加するよう命じたことはないし、原告が練習会に参加して指導する必要性もなかったと反論しました。

加えて、被告が練習会の開始時刻を指示したことや、戸締り等の確認のため従業員が帰宅することができないことがあったことは、施設管理の都合によるものであり、被告の指揮命令下に置かれていないと主張しました。

3 裁判所の判断

裁判所は、被告がアシスタントである従業員に対してスタイリストに昇格しないことによる不利益を課していたなどの事情は証拠上見当たらないことから、仮にスタイリストに昇格するための経験を積む機会が練習会のほかになくとしても、このことから直ちにアシスタントである従業員が練習会への参加を余儀なくされていたということとはできない、と判断しました。

加えて、裁判に現れた証拠等から、練習会に参加する従業員は、練習のための

カットモデルとなる者を各自で調達し、カットモデルを調達できないこともあったこと、従業員は練習会でカラー剤等の費用相当額をカットモデルとなった者から徴収して被告に支払っていたが、カットモデルとなった者から個人的な報酬を受け取ることができたことを認定し、これらのことに照らすと、練習会は従業員の自主的な自己研さんの場という側面が強いものであったというべきである、と判断しました。

そして被告が、練習会における練習の開始や終了に関する指示等をしていたとしても、店舗の施設管理上の指示等であった可能性を否定することができないし、原告が被告から施術について注意等を受けた際に練習不足であるとの指摘を受けたことを契機として練習会に参加したとしても、これをもって練習会への参加を余儀なくされたとはいえない、と判断しました。

一方、練習会の途中で帰宅することは許されておらず、原則として従業員全員が練習会に参加していたこと、体調不良等を理由として練習会に参加しない場合には被告の許可が必要であったこと、スタイリストに昇格した後に被告から練習が足りないと言われて練習会への参加を命じられたこと、練習会でのアシスタントの指導をする必要があったこと等の主張については、これを裏付ける的確な証拠はなく、むしろ被告はこの内容を否定する供述等をしていて、その供述等の内容に特段不自然、不合理な点は見当たらないことに照らすと、原告の供述は直ちに採用することができないとして、原告が練習会に参加し、自らの練習や後輩の指導をしたことがあったとしても、被告

の指揮命令下に置かれていたと評価することはできないと結論づけました。

4 練習が労働時間に該当するかは個別判断

練習といっても各社で様々であり「練習＝労働時間ではない」と決められるものではありません。

この事案では、練習会に参加しないことによる不利益を課していないことや、カットモデルから個人的な報酬を受け取ることができたことを積極的に認定していますが、練習会の途中で帰宅が許されていないこと、全員参加であったこと、参加しないことについて被告の許可が必要だったこと、練習が足りないとして練習会への参加が命じられたこと、練習会でのアシスタントの指導の必要があったこと、について裏付ける的確な証拠がなかったという点が結論に大きく影響しているように思います。この部分は指揮命令下にあるか否かの重要な判断のポイントであるので、練習会を設定する場合はこれらの点を意識すべきです。例えば、練習する際は練習申請（施設利用、カラー剤等利用）を出させる、参加を義務付けない、後輩指導を義務付けない（個人的には後輩指導をすることで自身の振り返りや自身のスキルアップにもつながる気がしますが）、練習時間や練習回数のノルマに達しない者に不利益を課さないなどの工夫が必要になると思います。このような練習の考え方は、美容室以外にも当てはまると思いますので、参考にさせていただければと思います。